

平成26年度兵庫県国際ビジネス人材採用奨励金 募集要項

1 目的

県内中小企業が海外事業展開等にあたって必要な人材として外国人留学生等を採用又は採用を内定する場合に、採用奨励金を支給し、県内中小企業の海外展開の支援及び県内大学に在籍する外国人留学生等の就職を支援します。

2 対象事業者

次のいずれにも該当する企業等の事業主が対象となります。

- (1) 中小企業基本法の定義に基づく中小企業であり、兵庫県内に本社を有し商業登記を完了した企業
 - (2) 外国人留学生等を正規社員、又は非正規社員（雇用期間が1年以上週20時間以上）として、平成26年度中に採用又は採用を内定（平成27年4月1日までに採用）すること。
 - (3) 外国人留学生等を雇用保険の被保険者とする予定であること。
- ※県税に未納がある企業は除きます。

3 対象となる外国人留学生等

次のいずれにも該当する外国人留学生を採用又は採用を内定する場合。

- (1) 「留学」の在留資格で、県内大学に在籍又は在籍していた外国人留学生であること。
- (2) 就職にあたって、在留資格を「留学」又は就職活動のための「特定活動」から、「人文知識・国際業務」、「技術」など必要な資格に変更済み、又は変更を予定していること。
- (3) 平成26年3月31日までに、国内で正規社員として採用されたことがないこと。

4 奨励金額

外国人留学生等1人につき30万円とします

非正規社員として雇用した場合は、外国人留学生等1人につき15万円とします。

5 採択者数

10名

6 奨励金の応募手続

応募しようとする方は、兵庫県国際ビジネス人材採用奨励金申請書に必要書類を添付し、提出いただきます。

提出書類等については、下記「10 募集方法」に記載のとおりです。

7 事業者の選定基準・審査

審査を行い、予算の範囲内で事業者を選定します。なお、選定基準は以下のとおりです。

- ①新規性(事業の海外展開や貿易促進等のために、初めて外国人留学生等を採用するものか。)
- ②確実性(事業者における事業の海外展開、貿易促進等が具体的なものであり、外国人留学生の貢献が見込まれるものであるか。)
- ③企業規模(企業規模によらず、積極的な事業の海外展開、貿易促進等や外国人留学生の採用を図っているか。)
- ④採用形態(外国人留学生の採用形態について、安定した雇用となる外国人留学生の就職支援となっているか)

8 選定者への通知

選定者の決定後、申請者へは、採択又は不採択の結果を文書により通知します。

(12月下旬頃までに行う予定。審査の経過、選定結果の内容等についてのお問い合わせには応じられません。)

なお、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出、雇用内容や労働保険及び社会保険の法令等の規定を遵守していない場合は、奨励金を交付できない場合があります。

また、申請内容に虚偽等が判明した場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

9 奨励金の支給と奨励金受給事業者の義務等

奨励金に関する交付申請、交付の決定、交付、交付申請内容の変更、実績報告、奨励金の返還等については、別に定める平成26年度産業労働部補助金交付要綱に従って行います。

(1) 奨励金の支給

選定者の決定後、直ちに、奨励金交付申請を行っていただきます。これに基づき、県において奨励金の交付決定を行い、実績報告書を提出の後、奨励金の請求、支給となります。

① 既に雇用している企業

交付決定後、実績報告書とともに、外国人留学生雇用報告書等を提出していただき、その後、奨励金を支給します。

② 雇用前の企業

交付決定後、外国人留学生等の就業に必要な在留資格の変更ができた時点で、実績報告書等を提出していただき、その後、奨励金を支給します。

(2) 雇用状況報告書の提出

外国人留学生等を雇用してから1年経過後2週間以内に、外国人留学生等雇用状況報告書と労働関係帳簿(出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等)(写)など、1年間雇用をしていることを示す書類を提出いただきます。

(3) 奨励金の取消・返還

次の場合については、奨励金の全部返還又は一部返還をしなければなりません。

- ① 偽りその他不正な行為によって支給を受けたことが判明した場合、全額を返還。
- ② 雇用にかかる法令等の規定を遵守していないことが判明した場合、全額を返還。
- ③ 外国人留学生等の雇用から1年以内に退職又は解雇された場合には、雇用の日から退職又は解雇された日までの日数に応じて奨励金を一部返還。

(4) 関係書類等の備付等

奨励金の支給を受けた事業者は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。

10 募集方法

(1) 応募期間

平成26年10月1日(水)から11月28日(金)

(2) 申請に必要な書類

- ① 兵庫県国際ビジネス人材奨励金申請書【様式】
(下記11に記載するホームページからダウンロードできます。
1～5の各項目を作成していただくとともに、対象となる外国人留学生の「国内で正規社員として採用されたことがないことの誓約書」(別添様式)を提出)
- ② 外国人留学生等との雇用契約書(写)又は内定通知書(写)
- ③ 外国人留学生等の在留カード(写)又は住民票
- ④ 外国人留学生等の大学卒業証明書又は在籍証明書
- ⑤ 県税に係る納税証明書
(一般用の納税証明書。証明請求税目は全税目(個人住民税及び地方消費税を除く))
- ⑥ 会社案内など

(3) 提出先

申請に必要な書類を国際交流課へ持参または郵送して提出して下さい。
なお、提出された書類は返却しません。

※申請状況に応じて追加募集を行う場合があります。

11 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県 産業労働部 国際交流課 地域国際化班(1号館7階)

電話: 078-341-7711(内線2098) F A X: 078-362-3961

E-mail: kokusaikoryu@pref.hyogo.lg.jp

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/syoureikin.html>